

設計等業務請負契約条項 (外工事設計)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、業務図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本契約書及び業務図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の本件業務(以下「業務」という。)を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、本契約書若しくは業務図書に特別の定めがある場合又は第2条に定める指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 本契約書及び業務図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟の提起又は調停(第57条の規定に基づき、発注者と受注者との協議のうえ、選任される調停人が行うものを除く。)の申し立てについては、千葉県地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 本契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、原則として書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(指揮命令等)

- 第3条 本契約の業務の履行にあたり、受注者は受注者の雇用する従業員に対して、直接指揮監督を行うとともに、関係諸法例を守り、誠実にこれを完遂しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、本契約業務の実施のために発注者の構内に別途定める条件により受注者の作業所を設けることができる。
- 3 受注者は、本契約業務の実施にあたる人数を自ら決定し、完全な履行をなし得るように人員を配置し、出退勤管理を行い、自ら出来高及び処理業務の成果を把握し、管理を行わなければならない。
- 4 発注者は、受注者の業務遂行にあたり、発注者又は他の事業者の作業員と混在し、又は同一業務を共同して遂行させる形態の注文・指図をしてはならないものとする。
- 5 発注者は、受注者の従業員に対し、直接指示又は業務命令をしてはならず、現場協議又は現場注文を行う場合には、原則として受注者の管理技術者に対し注文者としての指示及び細部注文並びに協議等を行うものとする。

(労働法上の責任)

- 第4条 受注者は業務を実施するにあたり、受注者の従業員に対し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上全ての責任を負うものとする。
- 2 受注者は、発注者の管理又は専有に係わる設備等が、受注者の従業員に対し、安全上又は衛生上の危険若しくは有害の恐れが発見さ

れたときは、発注者に対し直ちに、その旨を申し出るとともに、発注者はその申し出に応じ速やかに措置をとり又は受注者が措置することを認めるものとする。

- 3 前項の場合、受注者はその安全が確保されるまで、発注者に対し契約の履行を拒否することができる。

(業務計画書等の提出)

- 第5条 受注者は、発注者が必要があると認めた場合には、業務図書に基づき、業務計画書及び資金計画書を作成し、本契約締結の日の翌日から起算して7日以内に発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 本契約書の他の条項の規定により履行期間又は業務図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結の日の翌日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前二項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第6条 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証。
- (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
- (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、頭書で定めた契約保証額以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金に対し、頭書で定める契約保証金の割合に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第7条 受注者は、請負代金が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証券を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(保険)

- 第8条 受注者は、業務図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれらに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第9条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作物の利用)

第10条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、発注者と受注者との間で取り交わした業務図書について、本契約に基づき実施する業務及び本契約の目的物を修理、改造、点検、保守する場合に限り、発注者と受注者の双方に使用、複製、改変等行うことができる著作権法上のすべての権利を許諾(第三者への再許諾を含む。)するとともに、発注者と受注者又は双方の指定した者に対して著作者人格権を行使しないことに同意する。ただし、発注者と受注者のいずれかの正当な利益を害する恐れがあるとして、発注者と受注者のいずれかから申し出がなされた場合は、その取扱いについて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(著作権の譲渡等)

第11条 受注者は、成果物(第40条第1項の規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作者人格権の制限)

第11条の2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合においては、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、監理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画、その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為はしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りではない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(著作権侵害の防止)

第11条の3 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、業務図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第13条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が業務図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委任又は下請負の事前承諾)

第14条 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委任等」という。)は、あらかじめ再委任等の相手方の住所、氏名、再委任等を行う業務の範囲、再委任等の必要性及び請負代金等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委任等の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(調査職員)

第15条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、本契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したものの他、業務図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示。
- (2) 本契約書及び業務図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議。
- (4) 業務の進捗状況の確認、業務図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。

3 発注者は、2名以上の調査職員をおき、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員に本契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本契約書に定める書面の提出は、業務図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が調査職員を置かないときは、本契約書に定める調査職員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第16条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う他、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを管理技術者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第17条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第14条第1項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき、著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第18条 受注者は、業務図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、第16条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第19条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第20条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要となるときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、業務図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面、その他業務に必要な物品(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期及びその他必要な事項は、業務図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡し日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

4 受注者は、業務図書に定めるところにより、業務の完了、業務図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第23条 受注者は、業務の内容が業務図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者とが協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 業務図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 業務図書の表示が明確でないこと。

(4) 施工上の制約等業務図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること。

(5) 業務図書に明示されていない施工条件について予期することの

できない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、業務図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により業務図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定による他、必要があると認めるときは、業務図書又は業務に関する指示(以下本条及び第27条において「業務図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、業務図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第26条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、受注者は発注者の承諾を得て、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。ただし、この場合においても、受注者は自己の責任と負担において業務を完成させる義務を負う。

2 発注者は、前項の規定による他、発注者は必要があると認めるときは、受注者に通知のうえ、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。なお、この通知は発注者の緊急の必要により急遽なされる場合がある。

3 発注者は、前二項の規定により、業務を一時中止した場合、必要があると認められるときは、履行期間を変更することができる。なお、前項の規定により、業務が一時中止し、それに伴い受注者が増加費用を負担する必要があるが生じた場合若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、発注者と受注者との協議のうえ、定まった費用を発注者は負担するものとする。

(業務に係る受注者の提案)

第27条 受注者は、業務図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法、その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき、業務図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、業務図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により業務図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

(請負代金の変更に代える業務図書の変更)

第28条 発注者は、第12条、第23条から第27条まで、第30条、第33条、第36条まで、第39条又は第42条の規定により、請負代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の増額又は負担額の全部又は一部に代えて業務図書を変更することができる。この場合において、業務図書の変更内容

は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第29条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第30条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、本契約書の他の条項に規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは発注者と受注者とが協議のうえ、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第31条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第29条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金の変更方法等)

- 第32条 請負代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に、発注者が負担する必要な費用については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第33条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行ううえで特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でない認められる部分について、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第34条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害、その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第36条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負

担する。ただし、その損害(業務図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第35条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(業務図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により、第三者に及ぼした損害(業務図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第36条 成果物の引渡し前に、天災等(業務図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときでも、受注者は、原則として、自己の責任と負担で本件業務を完成すべき義務を負う。
- 2 前項により、受注者が重大な損害を被り、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会い、その他、受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額(第6項において「損害合計額」という。)が請負代金の100分の1を超える場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、発注者はその一定額を負担するものとする。
- 3 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 4 数次にわたる不可抗力により、損害合計額が累積した場合において、第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第2項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の合計額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」として同項を適用する。

(検査及び引渡し)

- 第37条 受注者は、業務を完了したときは、検査に要する期間を含む履行期間内に、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、業務図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を履行期間内に完了し、当該

検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引き渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなす。

(請負代金の支払い)

第38条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、頭書の支払条件により請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、頭書の支払条件により請負代金を支払わなければならない。なお、当該支払いまでの期間は、72日間を超えないものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下本項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における未完の成果物の使用)

第39条 発注者は、第37条第3項若しくは第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、未完の成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し及び部分完成払)

第40条 成果物について、発注者が業務図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第37条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第38条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合の他、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第37条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第38条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前二項において準用する第38条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する請負代金」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前二項において準用する第38条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金
指定部分に相応する請負代金×(1-前払金の額/請負代金)
 - (2) 前項に規定する部分引渡しに係る請負代金
引渡部分に相応する請負代金×(1-前払金の額/請負代金)

(第三者による代理受領)

- 第41条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第38条(前条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(請負代金等の不払に対する受注者の業務中止)

第42条 受注者は、発注者が第40条において準用される第38条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務請負代金を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第43条 発注者は、受注者による引渡しを受けた成果物に関して、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)があり、又は、善良なる管理者の注意義務を欠いたため、不完全な履行が行われた場合は、発注者は受注者に対して履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、その履行の追完に過分の費用を要する場合であっても、契約不適合が重要ではない場合を除き、発注者は、履行の追完を請求することができるものとする。

- 2 前項の規定により発注者が指定した方法による履行の追完又は損害賠償の請求をするときは、不適合を知った時から1年以内にその旨の通知を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、引渡しの時(その引渡しを要しない場合にあっては、業務が終了した時)において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 4 第1項の規定により履行の追完を請求されたときは、受注者は、直ちに、履行しなければならない。この場合において、履行の追完の完了を業務の完了とみなして第21条及び第37条の規定を準用する。また、第1項の規定により履行の追完に替え若しくは履行とともに損害の賠償を請求されたときは、受注者は、速やかに、その措置に応ずるものとする。
- 5 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - (3) 契約内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき
- 6 第1項の規定は、契約不適合が業務図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 本契約においては、商法第526条及び民法562条第1項ただし書きは適用しない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第44条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。なお、本条の損害金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金から第40条の規定による部分引渡しに係る請負代金を控除した額につき、遅滞日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第38条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 本業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、契約条項及び仕様書等に基づく発注者の指示に従わないとき又はその業務を妨害したとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき、又は許可、免許、登録又は各種の資格が必要な業務については、当該許可、免許、登録又は各種の資格が取消し又は抹消されたとき。
- (4) 受注者自身の社会的信用を著しく失墜させる事実があったとき。
- (5) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追充がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合の他、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が本契約に關し、法令に反する行為を行ったとき。
- (8) 受注者が、本契約の定めによらず、発注者に対し、不当な要求を行ったとき。
- (9) その他、契約を継続し難い事由のあるとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、発注者に損害が生じるときは、発注者は、受注者に対して、当該損害全部の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者が第9条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 本契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第47条又は第47条の2の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本条の違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

- (1) 第45条、第45条の2又は第53条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第53条の規定により、本契約が解除された場合を除く。)において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(中途解約)

第46条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第45条及び第45条の2の規定による他、必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 第45条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この損害には受注者の履行利益は含まないものとする。
- 4 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第45条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。この場合、発注者とあるのは受注者と、受注者とあるのは発注者と、それぞれ読み替えるものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第25条の規定により業務図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第26条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条の3 受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第48条 本契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第40条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第40条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金(以下「既履行部分請負代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分請負代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第49条 受注者は、本契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、本契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第40条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)調査機械器具、仮設物、その他の物件(第14条第1項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を速やかに撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取り片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第45条、第45条の2、第53条又は第54条によるときは受注者が負担し、第46条、第47条又は第47条の2によるときは、発注者が負担する。
- (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に、当該物件の撤去作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(第3項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第45条、第45条の2、第53条又は第54条によるときは発注者が定め、第46条、第47条又は第47条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(秘密の保持)

- 第50条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、前項に定める万全な対策について、秘密情報の取り扱い状況を検査するため、随時報告を求められることができるものとする。
- 3 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 4 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた発注者及び受注者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 5 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 6 発注者又は受注者が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとし、賠償額については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。なお、

- 本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 7 前各項にかかわらず、営業秘密に関しては、次の各号の場合、適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。
- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの。
(2) 開示時点ですでに発注者又は受注者が正当に所有していたもの。
(3) 開示後、発注者又は受注者の責めに帰すことなく公知となったもの。
(4) 発注者又は受注者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの。
(5) 発注者又は受注者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの。
(6) 本契約の履行によって、発注者が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、発注者は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するものとする。
- 8 発注者又は受注者は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、速やかにその措置を講ずるものとする。
- 9 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。
- 10 本条における用語の定義は以下の通りとする。
- (1) 「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本号①及び②の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により、被開示者に通知するものとする。
- ① 営業秘密
発注者又は受注者の情報のうち、営業秘密として管理しているもの、又は技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、若しくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。
- ② 個人情報
発注者又は受注者の保有する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。ただし、本定義の如何を問わず、発注者又は受注者の保有する電子メールアドレスは、個人情報とみなすものとする。
- (2) 「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失又は毀損防止等の安全管理措置をいう(パソコン等を媒体とする情報の流出を含む。)
- (3) 「業務行為」とは、発注者及び受注者間で行われる情報の提供を伴う行為(交渉、協議、依頼等を含む。)の一切をいう。
- (4) 「関係者」とは、自己の役員、従業員(派遣労働者を含む。)、取引先等(代理人、下請負者又は下請負者となりうるものを含む。)、本契約に携わるすべての者をいう。
- 11 前各項にかかわらず、法律、政府・裁判所、その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたときは、発注者及び受注者は当該公的機関に対してのみ情報開示できるものとする。
- (パソコン等の使用制限)
- 第51条 発注者及び受注者は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコン等の使用を必要とする場合は、パソコン等を媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 個人所有パソコン等の使用禁止。
(2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の使用禁止。
(3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコン等の使用禁止。
- 2 発注者及び受注者は、パソコン等からの情報漏洩の事実又はその可能性を発見した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)
第52条 発注者及び受注者は、本契約締結時及び本契約期間中において、自社(自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
- (2) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- (5) 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係る発注者の解除権等)

第53条 発注者及び受注者は、相手方(相手方、相手方の役員、又は相手方の親会社等を含む。)が第52条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合は、直ちに本契約を解除することができる。
2 発注者及び受注者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第54条 発注者は、本契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は独占禁止法第8条の2の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行ったとき、又は第55条第1項第2号又は第3号に該当するとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第55条 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下、この条において同じ)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべて

が確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 本契約に関し、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金の10分の1に相当する額その他、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項のいずれかの規定の適用があるとき。
 - (2) 前項に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項に定める違約金は、発注者の指定する期間を経過した日から当該違約金の支払いの日までの日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額の利息を付するものとする。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 6 第45条の4第3項の規定は、第1項から第3項の違約金に準用する。

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで年5.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から滞滞日数につき年5.0パーセントの割合で計算した額の追徴金を徴収する。

(紛争の解決)

第57条 本契約の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他、契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。
2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は調査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第2項の規定により、受注者が決定を行った後、若しくは同第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。
3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であって

も、同項の発注者と受注者との間の紛争について、民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第58条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。